

# 鳥取縣公報

## 訓令

昭和二十二年七月二十五日  
號

外 金 曜 日

本報ノ大キサハ圖定規格ニ依リ

◇鳥取縣訓令甲第三十一號

各 警 察 署 長

明治四十一年八月鳥取縣訓令第五十三號惡臭肥料積載船  
柏繫留所標建設方は昭和二十二年五月二日限りこれを廢  
止する。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣訓令甲第三十二號

各 保 健 所 長

按摩術及鍼術、灸術營業取締規則に依る報告の件を次の  
ように定め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣訓令甲第三十三號

各 保 健 所 長

按摩術營業取締規則第九條及鍼術、灸術營業取締規則第  
十一條に該當の事實あるときはその都度事實を詳具し報  
告すべし。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣訓令甲第三十四號

各 警 察 署 長

大正五年三月鳥取縣訓令第十六號縣立保健病院規程は昭  
和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十二年七月二十五日

昭和四年四月十五日 (第三號發行者)

昭和三十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣訓令甲第三十五號

各警察署長

明治三十四年五月鳥取縣訓令第三十五號河井泉原簿調製の件は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣訓令甲第三十六號

各市町村長

明治三十三年一月鳥取縣訓令第六號胞衣埋沒取締規則執行心得を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「ニ依り取扱フヘシ」を「ヲ調査シ願書ト共ニ報告書ヲ提出スヘシ」に改める。

第三條中「一、五拾錢」を「一、五圓」に「二、拾錢」を「二、一圓」に改める。

鳥取縣訓令甲第三十七號

各警察署長

各市町村長

明治三十三年六月鳥取縣訓令第七十號鼠驅除に使用する燐、亞砒酸取扱制限は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣訓令甲第三十八號

各保健所長

各警察署長

各花柳病診療所長

昭和二十一年十月鳥取縣訓令甲第三十七號花柳病豫防法特例施行細則取扱手續を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第五條 削 除

鳥取縣訓令甲第三十九號

各警察署長  
各市町村長

大正九年九月鳥取縣訓令第五十三號結核豫防法施行手續を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「警察署長、警察分署長、警察部長ノ指揮」を「各市町村長ノ知事ヲ指示」に改める。

第三條中「警察部長」を「知事」に改める。

第四條第一項中「警察署長、警察分署長」を「各市町村長」に改める。

第四條第二項中「警察官吏」を「各市町村吏員」に改める。  
第五條中「警察署長、警察分署長」を「各市町村長」に改

める。

第六條中「警察署長、警察分署長」を「各市町村長」に改める。

第八條を「各市町村長、法第四條第一項第四號ニ依ル物件ノ廢棄處分ヲ執行スル要了ルトキノ事由ヲ具シテ知事ニ報告スベシ」に改める。

第九條中「警察署長又は警察分署長」を「所轄保健所長」に改める。

第十條中「所轄警察署長又は警察分署長」を「所轄保健所長」に改める。

第十一條中「警察署長、警察分署長」を「各市町村長」に改める。

鳥取縣訓令甲第四十號

各警察署長

各市町村長

昭和七年十月鳥取縣訓令第二十號結核患者治療規程施行手續を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
第二條第二項中「警察部長」を「教育民生部長」に改める。

第四條中「轉轄警察署長」を「所轄保健所長」に「警察署長」を「知事」に改める。  
第十條中「警察署長」を「市町村長」に改める。  
第十一條中「警察署長」を「市町村長」に改める。  
第十三條中「警察署長」を「市町村長」に改める。  
第十四條中「所轄警察署長」を「市町村長」に改める。

◇鳥取縣訓令甲第四十一號

各市町村長

昭和二年一月鳥取縣訓令甲第三十七號市町村衛生事務報告規程を次の如きに改め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條第二項第一號中十種を十一種に改め、

五、傳染病患者發生、轉歸報告  
六、傳染病豫防法第十九條第二號以下の施行又は同法第二十七條に依る私人の施爲を必要と認めたるとき  
の二號を追加する。

◇鳥取縣訓令甲第四十二號

各市町村長

明治二十四年三月鳥取縣訓令第十一號衛生事務報告例は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣訓令甲第四十三號

各市町村長

狂犬病豫防規則施行心得を次のように定め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 狂犬病豫防規則(以下單に規則と稱す)第一條

の届出を受けたる市町村長は其の旨教育民生部長に速報しなければならぬ。

第二條 規則第二條乃至第三條の届出を受けたる市町村長は教育民生部長に報告すること。

◇鳥取縣訓令甲第四十四號

各市町村長

屠場法施行規則細則取扱手續を次のように定め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

屠場法施行規則細則取扱手續

第一條 細則第一條の願書を受けたる市町村長は細則第三條、第四條の制限に適合するか否かを調査し意見を附して進達すること。

第二條 細則第五條の届書を受けたるときは一應検査を爲し意見を附して進達すること。

◇鳥取縣訓令甲第四十五號

各警察署長

明治三十七年十月鳥取縣訓令第二十八號獸肉販賣取締規則執行心得は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣訓令甲第四十六號

各市町村長

牛乳營業取締規則施行手續を次のように定め昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

昭和二十二年七月二十五日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

牛乳營業取締規則施行手續

第一條 牛乳營業取締規則施行細則(以下單に細則と稱す)ノ規定ニヨリ知事ニ提出スル願書ヲ受ケタルキハ其ノ記載事項ヲ調査ノ上意見ヲ具シ速ニ進達スルコト

第二條 市町村長ハ牛乳營業者又ハ從業者方規則第十七條ノ疾病アリト認ムル下キハ其ノ旨知事ニ報告シナク

レオナラナイ  
 第三條 市町村長ハ細則第八條、第二十一條ノ規定ニヨ  
 ル命令若クハ處分必要ト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シ  
 知事ニ報告スルコト  
 第四條 細則第二十六條第十五號ノ届出デラ受ケタルト  
 キハ教育民生部長ニ報告スルコト  
 第五條 市町村ニハ細則第二十八條規定ノ様式ニ準ジタ  
 ル牛籍簿及別記第一號様式ノ牛乳營業者名簿ヲ備エ付  
 ケ異動ノ都度整理シ速ニ教育民生部長ニ報告スル

第一號様式

|                            |            |         |
|----------------------------|------------|---------|
| 番<br>號                     | 第 號        |         |
|                            | 營業者<br>住 所 | 氏 名     |
| 種<br>別                     | 生年月日       | 年 月 日 生 |
|                            | 許可年月日      | 年 月 日   |
| 營<br>業<br>場<br>所<br>在<br>地 | 届出年月日      | 年 月 日   |
|                            | 營業開始年月日    | 年 月 日   |
| 備<br>考                     | 牛 建 物 坪 數  | 年 月 日   |
|                            | 牛 房 數      | 年 月 日   |

鳥取縣訓令第四十七號

各、警 察 署 長  
 昭和十一年一月鳥取縣訓令第一號牛乳營業取締規則施行手  
 續は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。  
 昭和二十二年七月二十五日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年七月二十五日印刷  
昭和二十二年七月二十五日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市取町  
鳥取縣鳥取市取町  
鳥取縣鳥取市取町  
鳥取縣鳥取市取町  
鳥取縣鳥取市取町